

議案第 77 号平成 27 年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定に対する反対討論

自分たちのまちは自分たちでつくるという自主・自立の精神と責任を持って自治のまちづくりを基本に据え、財政規律の保持、更に増える国の借金に対する認識、身の丈にあった財政運営、不交付団体としての行政運営など、調布市の自治基本条例や自治体としての基本認識に沿った行政運営がなされたのかどうかについて、様々工夫された資料等を活用して審議いたしました。

一般会計決算額は、歳入総額が 926 億 4000 万円余と、前年度決算と比較し 43 億 8000 万円余の増でした。歳出については 868 億 3000 万円余と昨年と比較して 45 億円余の増で共に過去最高額でした。歳入の根幹をなす市民税のうち法人市民税については、今年度は法人市民税の一部国税化の影響もあって前年度より減収となりましたが、地方消費税交付金の税率引き上げ分が通年ベースになったことにより大幅な増となり、結果、最終歳入総額は過去最高でした。一方、施設整備費や待機児童対策など歳出額も伸びを示し、歳出決算額も過去最高額となりました。

振り返ってみると、実質収支は三年連続赤字から三年連続黒字という結果になり、健全性が維持されている状況にあります。しかし、これらの数値は、行革等の財政構造が改善されてきた結果とはいええない点を考慮すれば、引き続き財政構造の改善が必要な状態に変化であることにかわりがないものと受け止めています。

決算内容を見ますと、主に前年度繰越金を活用し、基金への積立てを行っています。公共施設の将来の改修・改良のために公共施設整備基金が充実されるという点は評価しますが、財源の余裕があるということだけではなく、将来に必ず必要であるということから、減価償却の考え方を取り入れ、毎年度一定額を積み立てていくことが必要であると考えます。このことは繰り返し提案していることですが、財産台帳の作成される年度にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。そのことが規律ある財政運営であると思います。民間のマンションでも、居住者は入居開始から毎年度、長期修繕計画に基づく修繕積立金を負担している状況を見れば、自治体の財産である公共施設の改修資金が不足し、公共サービスが低下することはあってはならないはずです。財政規律向上のためにも、当初予算から一定額の積み立てを次年度予算から見積っていただきたいと思います。

また、庁舎の更新時期を踏まえれば、建設財源としての基金も重要な課題となりますので、あわせて財源対策をしっかり立てていただきたいと思います。

平成 27 年度は、四回に及ぶ予算の編成を行っています。

その中には、都市基盤整備基金を自転車駐輪場等整備費に充当した事業も含まれています。この事業は、26 年度予算審議で整備費にかかる予算を除いた修正案が可決という前例のない課題の多い事業でした。その後、調布駅周辺の駐輪場整備の方針は二

転三転し、最終的には市民アンケートを経て地下化になった経緯があります。補正予算の質疑では、駐輪場のマイナス面として地下駐輪場に自転車を押して移動することは、平地と違って負担が大きいとの市長答弁もありました。

この該当事業が、21世紀の調布市のまちづくりの骨格をつくる100年の計の一環と捉え、いったん立ち止まり、地上設置の可能性を見出す努力をすべきであるとの認識に立ち、提案をしました。しかし、この事業は国からの補助金を充てて進めるため結論を急がなくてはならないとの、市の説明でした。

財源の制約から地価になったとの説明は、自治体の政策判断として何かが欠落しているのではないかと思います。まず調布駅周辺のまちづくりビジョンを共有し、異常気象等も考慮し、何より市民にとって負担感の少ないスムーズな移動を基本に据えて、地上設置も含めた再検討を行うべきだったのではないのでしょうか。

決算に、駐輪場の地下整備を推進する内容が含まれていることは、ただ今説明した点から疑問です。

また、本決算には最終補正で提案された地方創生に対する交付金も含まれています。

この交付金により、地方自治体の政策を誘導する中央集権的な政策は、そもそも地方分権に反します。また最終補正予算に組み入れ、本来は当初予算で審議すべき事業を繰越明許とするやり方は、事前の効果や予測・評価する市の予算編成原則からも問題です。自治体にとって財源の重要性は理解していますが、この交付金創設の趣旨からすれば、じっくり議論したうえで、新年度予算計上か、新年度の補正予算に計上することができるよう国に要請すべきであり、制度にただ従っているというのでは自治体の意思決定が形骸化してしまう恐れがあります。

多額の借金を抱える国の交付金に安易に依存せず、自治体としてその制度、内容を吟味し、真に調布市に必要な施策を選択し、必要額の交付を受ける自律的な判断が不交付団体の調布市に求められるところです。

それは自治基本条例にある市の基本原則にも反するものと思います。

また、予定されていた事業の中には、恒久的に財源確保が必要な保育料助成なども含まれていました。市民が痛みを伴う地方消費税増税を受け入れた根拠は社会保障の充実です。市は社会保障の充実に関する事業については、まず恒久的財源として自治体に配分される財源を用いるべきで、期限のある一過性の財源を継続的な経費に充てるというのは財政論からしても筋が違います。それゆえに、消費税増税分に相当する地方消費税交付金の使途の明確化は必要です。増収した分が明確に社会保障の充実に繋がっていることを実感できなければ、負担した住民はやり切れない思いを強くするのではないのでしょうか。

参加と協働のまちづくりの推進は市政経営の基本的なスタンスです。

市民本位の市政運営という中に、様々な政策へ市民評価の視点を入れて事業を進めていく点はどうであったのかについても疑問が残ります。

市民と共通認識を持って参加と協働のまちづくりを推進する上で欠かせないのは、パートナーシップの確立です。そのパートナーシップを培うには市民がすべての段階、つまり計画・実施・評価という各段階での仕組みづくりを進め、参加と協働のまちづくりを進めていく必要があります。今後、その点を踏まえた取組を進めていただきたいと思います。

平成 27 年度は、自治基本条例の実効性を高め、開かれた市政を運営していくため、審議会条例が制定されました。市民にとってこのことは歓迎すべきことです。が同様に、それは何故必要だったのか考えて頂きたいと思います。あらゆる行政の場面で、現場感覚をしっかりと捉え、各職場の職員が日常の仕事の中で、様々なことに気づきことのできる「気づきのスパイラス」が働く組織運営を求めます。

以上、自分たちのまちのことは自分たちで決定するという自治の原点を市政の基本に置き、市民に信託された市政がどうであったのかについて様々な観点から審議し、何点か指摘を致しました。なおいっそう、今後の取組努力や改善が必要であると判断し、決算の認定には至りませんでした。

最後に、組織は人なりです。委員会審査では、各事業が何のために行われたのか、所管の説明がはっきりしない点がありました。市政の基本を認識し、市民福祉の向上にどういう意義、役割、効果があるのかを含め、もっとわかりやすく説明することが重要です。私たちに説明することは市民に説明することと同じです。各所管の説明は、市民の理解を得るものとなっているかどうか、市民の参加を促すわかりやすい説明になっているかどうかなど、市民の立場を踏まえた説明をお願いするとともに、各事業の目的など、今一度、各所管における事業の再確認をお願いします。そのことが説明責任の原点ともいえるかと思います。

私達のまちのことは自分たちで決定する自治の原点だった今後の努力を期待しつつ、本決算に対する討論と致します。